

都道府県
政令市 土壤環境保全担当部(局)長 殿

環境省環境管理局
水環境部土壤環境課長

土壤・地下水汚染対策に係る支援措置の周知等について

日頃より当省の土壤環境行政及び地下水保全行政に種々御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年5月17日付け事務連絡により御協力の依頼をさせていただきました、「土壤の特定有害物質による汚染を除去するための償却資産及び有害物質により汚染された地下水を浄化するための償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用実績の調査」の結果を別紙のとおりとりまとめましたので、お送り申し上げます。本調査の実施に格別の御協力を頂き感謝申し上げます。

この調査により、本特例措置については、一定の政策実現効果があることが明らかとなる一方、その活用が一部の自治体に存する事業者等にとどまっている状況にあることも明らかとなりました。

土壤・地下水汚染対策に係る支援措置としては、税制優遇の他、土壤汚染対策法に基づき造成された基金(以下「基金」という。)による助成制度や、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫による低利融資制度、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫による低利融資に対する利子助成制度がありますが、これらの制度についても広く活用されているとは言えないのが現状です。

これらの支援措置は、円滑な土壤・地下水汚染対策を促進する効果が大きいと考えておりますので、将来に向かって、これらの制度を利用しなければ対策を進めることができないおそれがある事業者等においても、対策が円滑に進められるようにするためにも、事業者等からの相談があったときなどに周知し、活用していただけますようお願いいたします。

なお、基金による助成制度は、汚染の除去等の措置を行う者に助成する事業を行う都道府県・政令市に対して助成する制度であり、都道府県・政令市が汚染の除去等の措置を行う者に助成する制度を作ることが前提となっております。貴職におかれましては、都道府県・政令市における助成制度をお作りいただきますようお願いいたします。

また、この基金は政府以外の者からの出えんにより造成されることとなっており、汚染土管理票の購入の際、調査あるいは対策を請け負った際に、一定の出えんをお願いしているところですので、貴職におかれましても、制度の趣旨を御賢察の上、土壤汚染対策を講ずる現場において、関係者に対して当該出えんを個別に御要請いただくよう、格段の御尽力をお願いいたします。